

**令和元年度「Tellus 利用促進実証事業」 公募説明会
質問回答表**

2019.8.14

一般財団法人日本宇宙フォーラム

本書は、令和元年 8 月 6 日(火)に開催した、令和元年度「Tellus 利用促進実証事業」 公募説明会での質疑応答をまとめたものである。

なお、(回答)と記載があるものは、後日回答となっていた質問に対する回答である。

また、(追加)と記載があるものは、後日複数あった質問及びそれに対する回答である。

(Q1) データホルダー連携型・エンドユーザー連携型両方に応募することは可能なのか。

(A1) 可能である。

(Q2) エンドユーザー連携型の方の事業について、対象国の制限はあるか。

(A2) 制限はない。

(Q3) 日本版バイドールが適用され、知的財産は受託者が保有できるという理解でよいか。

(A3) その理解で相違ない。

(Q4) 自社内で一般管理費は 15%と規定があるが、それは使えないのか。

(A4) 委託事務処理マニュアルの特殊要因にある一般管理費が 10%以上というものにあたりと理解する。その場合は用意いただく書類がいくつかあるが、まずは申請いただいてから協議をさせていただきます。

(Q5) Tellus の環境で実証するのが必須なのか。

(A5) Tellus に中間生成物など結果を載せるのが必須であり、環境を使うことは必須ではない。

(Q5-1) 一部データのオープン化に関して、本事業で提案者が使うデータについて、どこまでオープン化するかの提示は提案時にしておく必要があるか。

(A5-1) 評価の対象となるので、どのように記載するかはご検討いただきたい。

(Q5-2) 本実証にあたり、Tellus のデータも環境も無料で使えるのか。

(A5-2) GPU・CPU については、どの程度かによる。無償枠というのがあるので、提案書作成前に Tellus 側との確認が必要。事前に問い合わせしてくれば回答する。

(Q5-3) Tellus を使う上でサポートや問い合わせ対応はある程度手厚く対応してくれるのか。

(A5-3) テクニカルな問い合わせについては Tellus(さくらインターネット)で対応可能。Slack 上にエンジニアコミュニティを作っているのものでそこも利用可能。

(Q6)旅費について、車のガソリン代はどう計上するのか？

(A6)追って回答させていただく。

(回答)公共機関・タクシーを利用できない理由等を明確にして事務局に相談の上、許可が下りれば請求できる。

但し、ガソリン代の証憑及び実証事業のみに使用したという明確なエビデンスが必要となる。

(Q7)Tellus 環境について、無償枠以上だと有償になるとのことだったが、予算計画書作成のための見積についてはさくらインターネットへ問い合わせればよろしいか。

(A7)Tellus の環境利用は必須ではないが、さくらの環境を使いたいのであれば、さくらで対応可能。

(Q8)利用する衛星データは Tellus に載っているものでなく、他から買ってきて使用するのも可能か。

(A8)その通り。現在 Tellus に載っている衛星データに限らない。

(Q8-1)その場合、生の衛星データを Tellus へ載せることは難しいと思うが、最終成果物は載せるように、ということか。

(A8-1)載せられる範囲で載せていただくことになる。

まず、テクニカルには Tellus 上へのデータ搭載は可能。データポリシー上としては、データをパブリックに公開できるかというのは購入条件になるため、ライセンス料を購入時に積算していただくことになると思う。

(Q9)応募資格について、エンドユーザー連携型はみちびきの利用は必須ではないということでしょうか。

(A9)その通り。

(Q10)エンドユーザー連携型について、「次年度開発をしてもらう可能性がある」という説明だったが、検討・提案した機能について提案者に開発を依頼する形なのか。

(A10)現時点で確定していない。提案いただいた機能を開発するにあたり、提案者が最適であればそれについても検討させていただく。

(Q11)データホルダー連携型は、データの解析方法を Tellus に搭載するわけではなく、最終的に中間生成物もしくは成果物を Tellus に載せることをターゲットにしているということでしょうか。

(A11)その通り。

(追加 Q1) エンドユーザー連携型の審査基準において、「ユーザ要求に基づき、開発するツール/サービスについて、具体的な提案になっているか。」という記載について、この「開発するツール/サービス」の主体者は誰になるのか？

(追加 Q2) 経済産業にて予算が確保でき、かつ今年の検討の結果が高く評価されるものであれば、次年度予算にて、今年度を選定された提案者に開発していただく場合がある。したがって、基本的には提案者が開発主体となる、もしくは提案者に代わる開発主体を明示される、という前提で検討いただきたい。

以上